

## 管理不全空家等及び特定空家等について

## 1.法に定義されている内容

## ○特定空家等

- ・(イ)そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ・(ロ)そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ・(ハ)適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ・(ニ)その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

## ○管理不全空家等

- ・適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態

## 2.判断の参考となる基準

空家等の物的状態が(イ)～(ニ)の各状態であるか否か、また、そのまま放置すればこれらの各状態に該当することとなるおそれがあるか否かの判断の基準について、ガイドライン内の〔別紙1〕～〔別紙4〕に示された。内容は以下のとおり。

(上段が特定空家等、下段が管理不全空家等の基準)

## ○〔別紙1〕 保安上危険に関して参考となる基準

- ・そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ・そのまま放置すれば当該状態の特定空家等に該当することとなるおそれのある状態

## ○〔別紙2〕 衛生上有害に関して参考となる基準

- ・そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ・そのまま放置すれば当該状態の特定空家等に該当することとなるおそれのある状態

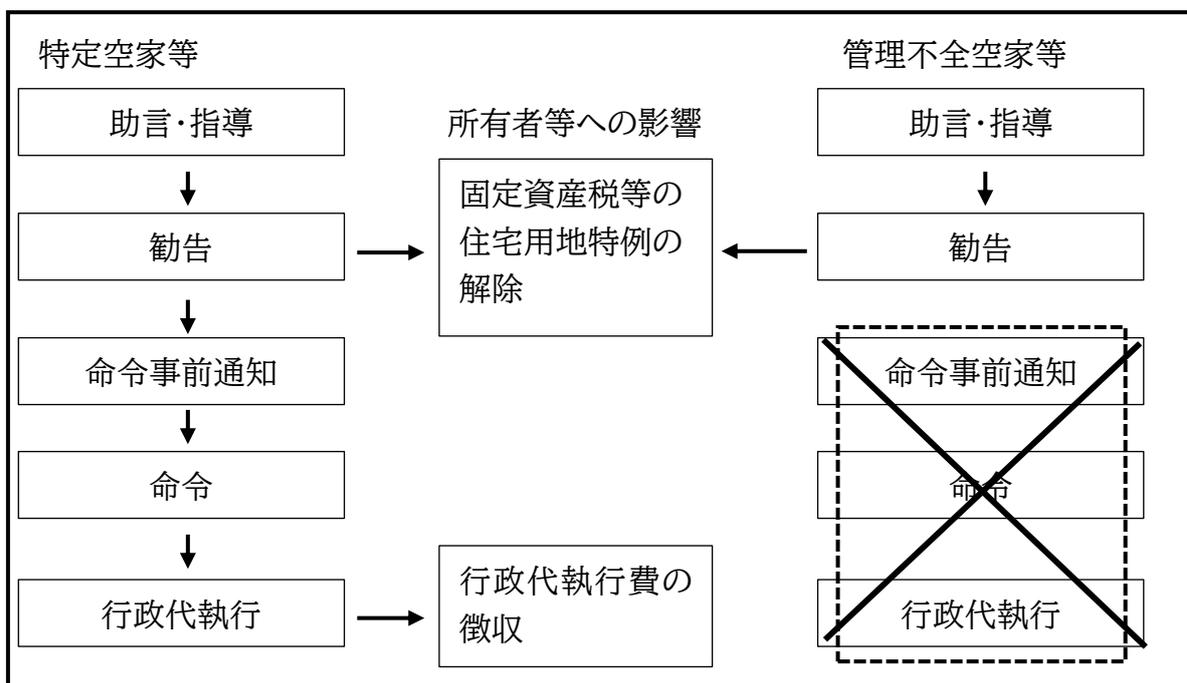
## ○〔別紙3〕 景観悪化に関して参考となる基準

- ・適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ・そのまま放置すれば当該状態の特定空家等に該当することとなるおそれのある状態

## ○〔別紙4〕 周辺の生活環境の保全への影響に関して参考となる基準

- ・その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
- ・そのまま放置すれば当該状態の特定空家等に該当することとなるおそれのある状態

### 3. 認定後の措置の対応



※ 管理不全空家等については、命令や代執行のような強い公権力の行使に係る措置は規定されていない。

### 4. 今後の予定について

#### ○令和6年度

- ・ガイドラインに基づき管理不全空家等の認定基準(案)を検討

#### ○令和7年度以降

- ・協議会において、管理不全空家等の認定基準(案)を検討
- ・管理不全空家等の認定基準を基に、認定の検討を実施